

## 「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

### 概 要

#### 1. 法人名等

法人名	創価大学
法人代表者	秋谷 芳英
担当部署	企画部企画広報課
お問合せ先	042-691-9442

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況（取組状況）の点検、「遵守状況報告書（案）」の作成 ↓
○※監事：「遵守状況報告書（案）」記載内容について妥当性の確認 ↓附議
○常任理事会：遵守状況（取組状況）の判断 ↓附議
○理事会：遵守状況（取組状況）の判断 ↓附議
○評議員会：「遵守状況報告書（案）」に対する意見聴取 ↓
（○理事会での「遵守状況報告書」の確定） ↓
○ステークホルダー：公表 ○私大連：報告

# 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

## 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

### 基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	基本原則「1.自律性の確保」について、遵守原則1-1、1-2は「遵守できている」となっている。次項の「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載の通り、基本原則「1.自律性の確保」の趣旨に鑑みて、本法人は自律性の確保ができていると判断し、「遵守」とする。

### 遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 本法人は、2021年度からの中長期計画「Soka University Grand Design 2021-2030」の策定に際し、検討委員会による草案の公表と学内外からの意見募集を経て、教学・経営を包括した計画を構築している。ガバナンス機能のさらなる向上を目指し、現在は執行責任者および推進部署による年2回の進捗管理を徹底するとともに、その評価結果を事業報告書や公式ウェブサイトで公表することで、幅広いステークホルダーへの説明責任を果たしている。さらに、社会情勢の変容に柔軟かつ自律的に対応するため、2025年度には評議員会への諮問と理事会決議を経て、後期期間（2026年度～2030年度）の計画をアップデートした。こうした適正な策定・運用・改善のプロセスを継続することで、社会からの信頼と理解を得るよう努めており、遵守原則1-1を遵守している。

## 遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、自主性・独立性の確保と円滑な業務執行を両立させるため、改正私立学校法に基づき「理事会運営規程」「評議員会運営規程」および「理事会、常任理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」を整備・施行した。これにより、各機関の権限と役割を明確に区分するとともに、定数や構成の最適化を通じて、機関相互の有効な牽制と監視・監督が機能する体制を堅持している。また、例年8月には役員が一堂に会する「集中討議」の場を設け、多様な視点からの建設的な意見交換を通じて、意思決定の質の向上と経営課題の共有を図っている。さらに、役員、役職教員、専任職員への法令遵守研修を実施し、自律的で透明性の高い運営を組織全体で徹底しており、これらの取り組みを通じて遵守原則1-2を遵守している。

## 基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	基本原則「2.公共性の確保」について、遵守原則2-1、2-2は「遵守できている」となっている。次項の「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載の通り、基本原則「2.公共性の確保」の趣旨に鑑みて、本法人は公共性の確保ができていると判断し、「遵守」とする。

## 遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、社会に貢献する有為な人材を育成するため、中長期計画の単年度アクションプランである「学長ビジョン」を策定し、全学横断的な教育研究活動を推進している。教育の質の向上と高度化に向けては、「内部質保証推進委員会」を核として、教育の企画・設計から実施、評価に至るPDCAサイクルを確立している。具体的には、IR室による分析やアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の可視化を行い、その測定結果をカリキュラムの改善へ反映させるとともに、学生の意見を自己点検・評価に活用することで組織的な質向上を図っている。さらに、外部有識者による「外部評価委員会」を毎年開催して客観的な提言を取り入れ、その結果を広く社会へ公表している。これらの多角的な内部質保証の取り組みを通じて、教育の質の向上に努めており、遵守原則2-1を遵守している。

## 遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、教育・研究活動の成果を広く社会に還元し、地域社会の発展に寄与することを目的に「社会連携ポリシー」を制定している。同ポリシーのもと「地域・産学連携センター」を核として、地域貢献プログラムや公開講座、民間企業との共同研究など、多角的な連携事業を推進している。また、URA（リサーチ・アドミニストレーター）の配置等により、研究の公正性と透明性を確保する「研究インテグリティ」の維持・向上を図り、公的研究費の適正管理や安全保障輸出管理を徹底している。さらに、災害時ボランティア協定の締結を通じて地域の安全確保に寄与するなど、社会の公器としての責任を果たすべく積極的な活動を展開しており、これら一連の取り組みを通じて遵守原則2-2を遵守している。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	基本原則「3.信頼性・透明性の確保」について、遵守原則3-1、3-2、3-3は「遵守できている」となっている。次項の「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載の通り、基本原則「3.信頼性・透明性の確保」の趣旨に鑑みて、本法人は信頼性・透明性の確保ができていると判断し、「遵守」とする。

#### 遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、理事の職務執行に対する監督機能と監事機能の実質化を図るため、常勤監事を配置し、改正私立学校法に準拠した「監事監査規程」の整備を通じて厳正な監査体制を構築している。常勤監事は、理事会・評議員会等の出席に加え、重要会議に定例出席し、業務執行に対し直接意見を陳述できる仕組みを構築するとともに、監事・会計監査人・内部監査室による「三様監査」の実施を通じて、監査主体間の有機的な連携を深めている。また、会計監査人の候補者選定プロセスを透明化し、監事の職務を補助する体制の整備や改善を継続的に行うことで、監視・監督機能のさらなる強化を図っている。これら多角的な監査・監督体制の運用を通じて、社会からの信頼確保に努め、遵守原則3-1を遵守している。

### 遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人は、「寄附行為」において理事、監事、評議員の選任方法、選定プロセスおよび解任要件を明確に定めており、その内容を公表することで選解任手続きの透明性と公正性を確保している。また、学長の選解任等については「理事会運営規程」および「学長選考委員会細則」に定めている。</p> <p>執行体制および監視・監督体制の実質化を図るため、改正私立学校法に基づき策定した「内部統制システム整備の基本方針」のもと、関連規程の整備や役員・教職員への研修、事業報告書を通じた運用状況の開示を行うことで、改善サイクルを確立している。</p> <p>内部チェック機能については、監事と内部監査室の連携による多角的な検証に加え、実効性のある公益通報制度の運用、および研究活動の不正防止や利益相反マネジメントに関する制度整備を通じて自浄作用を徹底している。また、理事会においては、理事長、副理事長および常任理事による3ヵ月に1回以上の職務執行報告を行っており、これらの適正な運用と開示を通じて、ステークホルダーからの信頼確保に努め、遵守原則3-2を遵守している。</p>

### 遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、社会に対する説明責任を果たし、運営の透明性を高めるために「情報公開規程」を制定し、継続的かつ時宜に適った情報公開体制を整備している。同規程に基づき、公式ウェブサイトにおいて教育研究活動、財務状況、ガバナンス体制等の情報を網羅的に公開しており、中長期計画の進捗や外部評価結果、内部統制システムの基本方針についても体系的に整理・発信している。情報の公開にあたっては、幅広いステークホルダーの視点に立ち、モバイル端末での視認性向上や、検索性の改善を図るとともに、グラフや図表、要約版を活用することで視覚的な理解を助ける工夫を重ねている。これら分かりやすく迅速な情報発信の推進を通じて、本法人への理解と信頼の醸成に努めており、遵守原則3-3を遵守している。

## 基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	基本原則「4. 継続性の確保」について、遵守原則4-1、4-2は「遵守できている」となっている。次項の「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載の通り、基本原則「4. 継続性の確保」の趣旨に鑑みて、本法人は継続性の確保ができていると判断し、「遵守」とする。

### 遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的なガバナンスを確立するため、外部人材の有効活用と意思決定プロセスの高度化を図っている。理事、監事、評議員には多様な実務経験や専門性を持つ学外者を積極的に登用し、法人外の多角的な視点を経営に取り入れることで、監視・監督機能の実質化を推進している。各会議体の運営においては、クラウドストレージBoxの活用による迅速な資料共有に努め、検討時間を確保することで審議の質の向上を図る基盤を構築している。また、例年8月に役員が一堂に会する「集中討議」では、改正私立学校法への対応や中長期計画の策定に関し、学内外の役員が対等かつ活発な意見交換を行っており、社会のニーズを大学運営に反映させる体制を堅持している。これらの取り組みを通じて、ステークホルダーの視点を経営に組み込んだ自律的な大学運営を実現しており、遵守原則4-1を遵守している。

## 遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、教育研究活動の継続性を支える財政基盤の安定化と経営基盤の強化に向け、多角的な施策を講じている。財政面では、学校法人会計基準に準拠した適正な会計処理を徹底し、監事および会計監査人の監査を経た計算書類等を広く社会へ開示することで、経営の透明性を確保している。また、寄付募集を推進して収入の多様化を図るとともに、「資産運用及び管理規程」に基づき、資産運用会議を通じて運用の遵守状況を厳格にモニタリングしている。経営基盤の強化については、改正私立学校法に準拠した内部統制システムの整備にあわせ、「危機管理に関する規程」およびガイドラインを策定した。事象別の担当部署による迅速な事案対応体制の構築、情報資産の格付けに基づくセキュリティ対策、およびプライバシーに配慮したハラスメント相談窓口の維持により、リスク管理体制を拡充している。これらの取り組みを通じて、健全かつ安定的な大学運営を堅持しており、遵守原則4-2を遵守している。